

第一号様式(1)

訂正報告書

(法第27条の23第4項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
ク	13	A	743



氏名又は名称 弁護士 高橋 謙
 東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル410号
 住所又は本店所在地 東京青山・青木法律事務所

平成13年11月1日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社サイバー・ミュージックエンタテインメント	会社コード	4740	頁 / 総頁	1 / 3
		※ ① 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	1名
上場証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌			提出形態	※ 1 連名 ② その他
本店所在地	東京都港区麻布十番一丁目10番10号				

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他(外国会社))	
フリガナ(カタカナ) 氏名又は名称	ブラムウェル・キャピタル・コーポ Bramwell Capital Corp.
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、バンタープール・プラザ、ウィッカムズ・ケイ I、 ゴンザレス・ルイス・アンド・アレマン (BVI) リミテッド気付 c/o Gonzales-Ruiz & Aleman (BVI) Limited, Wickhams Cay I, Vanterpool Plaza, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル410号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 高橋 謙	電話番号	03(3403)5281
---------------	---	------	--------------

訂正事項

平成13年10月15日に提出した変更報告書№5(報告義務発生日 平成13年10月5日)について、転換価額に誤りがありましたので、訂正報告書を提出いたします。

(訂正前)

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	556株	0株	0株						
新株引受権証券	A 0株	/	H 0株						
新株引受権証券	B 0株		I 0株						
転換社債券	C 10,796株		J 0株						
新株引受権付社債券	D 0株		K 0株						
対象有価証券カバードワラント	E 0		L 0						
株券預託証券	F 0	0	0						
株券関連預託証券	F 0	0	M 0						
対象有価証券償還社債	G 0	0	N 0						
合計	O 11,352株	P 0株	Q 0株						
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R 0株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (2001年10月5日現在)</td> <td>U 56,550株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)</td> <td>16.86%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券 等保有割合</td> <td>20.21%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (2001年10月5日現在)	U 56,550株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	16.86%	直前の報告書に記載された株券 等保有割合	20.21%
発行済株式総数 (2001年10月5日現在)	U 56,550株								
上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	16.86%								
直前の報告書に記載された株券 等保有割合	20.21%								
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 11,352株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 10,796株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2001年8月9日	普通株券	155株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月10日	普通株券	217株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月13日	普通株券	43株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月14日	普通株券	515株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月15日	普通株券	132株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月16日	普通株券	53株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月21日	普通株券	1株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月23日	普通株券	6株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月24日	普通株券	149株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月27日	普通株券	19株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月30日	普通株券	130株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月31日	普通株券	178株	※ ① 取得 2 処分	
2001年9月3日	普通株券	5株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月4日	普通株券	100株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月6日	普通株券	31株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月14日	普通株券	42株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月18日	普通株券	46株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月19日	普通株券	3,500株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月25日	普通株券	161株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月5日	普通株券	2株	※ 1 取得 ② 処分	

(注) 2001年10月5日の当該転換社債の転換価額は56,500円であり、同日付の保有潜在株式数は10,796株になった。

第一号様式(2)

(訂正) 後

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	556株	0株	0株						
新株引受権証書	A 0株	/	H 0株						
新株引受権証券	B 0株		I 0株						
転換社債券	C 10,892株		J 0株						
新株引受権付社債券	D 0株		K 0株						
対象有価証券カバードワラント	E 0		L 0						
株券預託証券	0	0	0						
株券関連預託証券	F 0	0	M 0						
対象有価証券償還社債	G 0	0	N 0						
合計	O 11,448株	P 0株	Q 0株						
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R 0株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (2001年10月5日現在)</td> <td>U 56,550株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)</td> <td>16.97%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券 等保有割合</td> <td>20.21%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (2001年10月5日現在)	U 56,550株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	16.97%	直前の報告書に記載された株券 等保有割合	20.21%
発行済株式総数 (2001年10月5日現在)	U 56,550株								
上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	16.97%								
直前の報告書に記載された株券 等保有割合	20.21%								
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 11,448株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 10,892株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2001年8月9日	普通株券	155株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月10日	普通株券	217株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月13日	普通株券	43株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月14日	普通株券	515株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月15日	普通株券	132株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月16日	普通株券	53株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月21日	普通株券	1株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月23日	普通株券	6株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月24日	普通株券	149株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月27日	普通株券	19株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月30日	普通株券	130株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月31日	普通株券	178株	※ ① 取得 2 処分	
2001年9月3日	普通株券	5株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月4日	普通株券	100株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月6日	普通株券	31株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月14日	普通株券	42株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月18日	普通株券	46株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月19日	普通株券	3,500株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月25日	普通株券	161株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月5日	普通株券	2株	※ 1 取得 ② 処分	

(注) 2001年10月5日の当該転換社債の転換価額は56,000円であり、同日付の保有潜在株式数は10,892株になった。

第一号様式(2)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Bramwell Capital Corp., a corporation duly organized and existing under the laws of British Virgin Islands and having its principal office at c/o Gonzales-Ruiz & Aleman (BVI) Limited, Wickhams Cay I, Vanterpool Plaza, Road Town, Tortolla, British Virgin Islands (the "Reporting Party"), does hereby constitute and appoint:

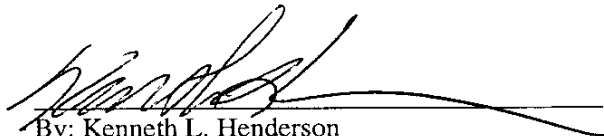
Ken Takahashi, Attorney-at-Law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office, Tokyo, Japan, being a resident of Japan, as its true and lawful attorney-in-fact to:

1. Execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, on behalf of the Reporting Party, Bulk Holding Report (Form No.1) and Amendment Reports thereto (Form No.1) in the Japanese language, in accordance with the Securities and Exchange Law of Japan (Law No.25 of 1948) in relation to the Reporting Party's holding of shares of common stock, etc. of Liquid Audio Japan, Inc. (including convertible bonds issued by such company); and
2. Do any and all acts which the said attorney-in-fact may deem necessary or advisable to effect the foregoing.

And the Reporting Party does hereby ratify and confirm everything that the said attorney-in-fact shall do, or cause to be done, pursuant to and by virtue of this Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Reporting Party has caused this Power of Attorney to be executed this 10th day of August, 2001.

Bramwell Capital Corp.



By: Kenneth L. Henderson
Attorney-in-Fact

上記は原本と相違ありません。

平成13年10月30日

弁護士 高橋 謙



委 任 状

英領バージン諸島の法律に基づいて正当に設立され現存する法人で、その主たる事務所を英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、バンタープール・プラザ、ウィッカムズ・ケイ I、ゴンザレス・ルイス・アンド・アレマン (BVI) リミテッド気付に有するブラムウェル・キャピタル・コープ (以下「報告提出者」という) はここに日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所の弁護士である高橋 謙を、下記事項を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法 (1948年法律第25号) に従って、報告提出者に代わり、報告提出者による株式会社サイバー・ミュージックエンタテインメントの普通株式等 (同社の発行する転換社債を含む) の保有に関する日本語による大量保有報告書 (第一号様式) および変更報告書 (第一号様式) を作成し、これを日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記代理人が、上記を行うに必要かつ望ましいとみなす一切の事項を行うこと。

報告提出者は、ここに、上記代理人が本委任状に従って行ったか、または行わしめたいかなる事項も追認し、かつ確認する。

上記の証として、報告提出者は本委任状に署名させた。

2001年10月11日

ブラムウェル・キャピタル・コープ
ケネス・エル・ヘンダーソン (署名)
(代理人)

以上、正訳いたしました。

東京青山・青木法律事務所
弁護士 高橋 謙

